

平成30年3月中川村議会定例会議事日程（第4号）

平成30年3月20日（火） 午後2時00分 開議

- 日程第 1 議案第 20 号 平成 30 年度中川村一般会計予算
- 日程第 2 議案第 21 号 平成 30 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第 22 号 平成 30 年度中川村介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 23 号 平成 30 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第 24 号 平成 30 年度中川村公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 25 号 平成 30 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 26 号 平成 30 年度中川村水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第 27 号 中川村監査委員の選任について
- 日程第 9 請願第 1 号 主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する請願書
- 日程第 10 請願第 2 号 「緊急事態条項」を新たに憲法に設けないことを求める意見書提出に関する請願
- 日程第 11 請願第 3 号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる請願
- 日程第 12 陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第 13 発議第 1 号 核兵器禁止条約締結国への参加と批准を求める意見書の提出について
- 日程第 14 委員会の閉会中の継続調査について

平成30年3月中川村議会定例会議事日程（第4号追加1）

平成30年3月20日（火） 午後2時00分 開議

- 追加日程第 1 発議第 2 号 主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議第 3 号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

出席議員（9名）

1番	高橋昭夫
2番	飯島寛
3番	松澤文昭
4番	鈴木絹子
5番	中塚礼次郎
6番	柳生仁
7番	小池厚
8番	大原孝芳
10番	山崎啓造

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	下平達朗	総務課長	米山正克
会計管理者	半崎節子	住民税務課長	井原伸子
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	松村恵介
建設水道課長	小林好彦	教育次長	松澤広志

職務のために参加した者

議会事務局長	菅沼元臣
書記	座光寺てるこ

平成30年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成30年3月20日 午後2時00分 開議

○事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）着席ください。（一同着席）

○議長

ご参集ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 議案第20号 平成30年度中川村一般会計予算を議題とします。

本案は、去る1日の本会議において予算特別委員会に付託してあります。

予算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○予算特別委員長

（中塚礼次郎） それでは平成30年度予算特別委員会報告をいたします。

去る3月1日、本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議案第20号平成30年度中川村一般会計予算について、3月13日14日16日に3日間にわたり役場第1第2委員会室におきまして委員10名の出席のもと、関係課長、係長に説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑応答について報告をいたします。

総務課庶務係。牧ヶ原地区集会所建設に関する検討経過を聞き質疑を行いました。「女子トイレの洋式化改修工事は庁内全箇所になるのか。」「庁内の3カ所すべてである。」

財政係。「ESP業務委託に伴いどのくらいの電気料削減につながるのか。」「役場、学校等の5施設で200万円余の削減効果があると見込んでいる。」「普通交付税の包括算定経費の面積で335万円減少する理由は。」「全国総額が減少したから。」

企画広報係。「集落支援員はどのような活動をするのか。」「地域の見守り活動や地域力維持の面で活躍していただく。」「発足60周年記念切手の絵柄は。」「フォトコンテストの入選作品を切手シートにして参加者に記念品として配布をしたい。」「中川村36景は決定しているのか。」「これから依頼をしていく。各地区から2カ所ぐらい推薦をいただく。」

交通防災係。「曇らないカーブミラーがあるが、購入は。」「曇りどめのカーブミラーは割高である。地区の要望も多いので、まずは数の確保を優先したい。」「消防団用の夏服の使用について。」「団員からも要望があるので次年度以降に検討をしていきたい。」とのことでした。

次に住民税務課住民係。「マイナンバーカードを作成するメリットは。」「コンビニに交付が利用できないため余りメリットはないが、身分証明書やインターネットで確定申告する人に案内はしている。」

税務係。「レッドゾーンの内容について説明を。」「住宅に批准する土地にレッドゾーンがかかる場合、面積に応じ減免課税する。30年度、評価がえに合わせて実施。」

生活環境係。「公営住宅玄関に屋根がないため雨降りに困っている。」「調査はした。建設年によって屋根がつくタイプとつかないタイプがある。」「犬の散歩等でのふんの始末の状況は。」「看板設置や予防注射時にチラシ配布、広報記載等している。総代会でも周知していく。」「家庭ごみの出し方が変更になったが、苦情等はないか。」「特に問題なく移行できたと思う。」とのことでありました。

次に保健福祉課地域福祉係。「現場での家庭相談員と関係部署の横の連携は。」「よい状況であり、相談員が入ってから家庭の実態が見えてきた。関係部署間の話し合いが増えた。」「児童クラブの利用が増えて狭いと思われるが。」「夏休み中が居場所がない状態なので手狭を感じる。」

保健医療係。「子宮頸がん予防接種の副作用リスクの説明等はされているか。」「説明通知を対象者全員に送付しており、あわせて厚労省ホームページの案内もしている。」「乳幼児虐待の報道がされているが、対応は。」「基本的に大勢のスタッフがかかわることになっており、必ず妊婦さんの面談も行ってアドバイスをしている。」

保育所。「職員の休憩時間はとれているか。」「園児の休み時間に休憩をとるようにしている。」「保育料値下げの経過は。」「どこの自治体も保育料が下げられて村の軽減率が低くなったことが理由。」とのことでした。

次に振興課農政係。「農業委員の地区割りの選出方法は。」「公募の中から選考委員会を設けて選出していきたい。」「産地パワーアップ事業の詳細は。」「計画に基づき意欲のある農業者等が高収益作物、栽培体系への転換を対象に機械や機器のリース等を支援するものである。」「農家民宿開設支援は。」「申請があれば、その都度対応していく。」「ファームサポーターの効果と今後の展望は。」「現在受け入れ農家は8軒。無報酬で働いてもらえるメリットがあり、中川に住み、地域に溶け込む手段として活用いただければと思う。参加農家を増やしていきたい。」

耕地林務係。「松くい虫対策の予算の用途は。」「公共用地の被害木対策として計上した。」「森林づくり県民税を活用した事業は。」「森林づくり推進支援金事業と木育推進事業を、30年度、予算立てをした。」

商工観光係。「陣馬形案内看板はどんなものを設置するのか。」「国道から陣馬形への案階看板である。」「DMOへの会議のかかわりは。」「議員がかかわることは今のところない。中川にメリットのある形での取り組みを望みたい。」とのことでありました。

続いて建設水道課建設係。「除雪機購入は更新か、または新たな購入か。」「ブレードタイプの除雪機を1台新たに購入する。」「融雪剤散布の軽トラックの貸与について。」「建設業者から借りているが、車両のレンタルにより業者に貸与していく予定である。」

水道係。「合併浄化槽の法的検査に対する村の支援は。」「補助金等について検討してきたことはない。」

国土調査係。「調査面積はどのくらい残っているのか。」「約40㎏が実施されており、

残り20㎏。人家のある地籍は終わっている。」とのことでした。

次に教育委員会総務学校係。「中学校海外派遣の内容は。」「駒ヶ根市の中学生ネパール派遣の一環で、中川、飯島へも呼びかけがあったため。」「図書館の司書の勤務時間はどのくらい増えるのか。」「一日勤務を10日から30日に増やした。」「給食調理員の正規補充は。」「近隣町村と比べて少なくはない。」

社会教育係。「銀河ドームの今後の維持管理は。」「部品交換により大きな不具合は解消できた。」とのことでありました。

続いて、附帯決議、委員会審査経過と結果について報告をいたします。

委員より平成30年度中川村一般会計予算に対する附帯決議が提出されました。

附帯決議の内容は、

平成30年度中川村一般会計予算に計上された牧ヶ原集会所建設予定地について社会教育委員長から議会に次のような懸念がありました。「文化センター東側の土地は、将来の施設を集約する場所として有効活用を図るべきです。したがって、平成30年度中川村一般会計予算に計上された牧ヶ原集会所建設予定地については、文化センター東側の土地の内側に位置し、将来村の施設を建設する場合に有効活用が難しくなる。」との見解でした。つきましては、予算特別委員会において関係者から意見聴取を行い、牧ヶ原集会所にかかわる予算案は可決されましたが、その予算執行に当たっては、下記事項に十分留意をして取り組まれるよう強く求めます。

というものです。

文化センター東側の土地を将来村の施設を集約する場所として位置づけ、牧ヶ原集会所建設予定地は文化センター西側周辺の用地確保を求められたい。

なお、文化センター西側周辺で用地確保の難しい場合は、文化センター東側の土地の外周に用地確保を行っていただきたい。

というものです。

採決の結果、賛成多数により可決されました。

出された意見は、「一部であっても村の声を反映することは大事である。」「議会側に時々経過が思うように伝わっていない。」「去年6月の教育委員会、社会教育委員会合同会議で牧ヶ原教員住宅跡地利用が先行してしまったのが問題では。」「さまざまな意見のある事案については、出された意見や雰囲気も含め報告を上げていかないと民意は反映されない。」「全員協議会の場に事前に持ち込むべきだった。」「附帯決議をして執行側の進め方を問うべきだ。」「行政側から問題を提起されない限り、議会としては問題を把握できない。」「協議を経て決定したことは大事にしなければならない。」「議会は何をしてきたのかという批判は受けざるを得ない。」「村側が決めてきたことは重いものであると思う。附帯決議をしなくても、議会が反省して、今後、村側に意見を求めることはできる。」「それぞれの発言に整合性がとれていない状況で附帯決議を出すのは少し問題がある。」「矛盾を抱えているので慎重に考える必要がある。」「それぞれの委員会が機能していることを信用するべきだ。」などの意見がありました。

平成30年度中川村一般会計予算についての予算特別委員会の報告は以上でありま

す。

○議 長 審議のほどよろしくお願ひいたします。  
委員長報告を終わりました。  
これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論ありませんか。

○4 番 (鈴木 絹子) 平成30年度予算について、宮下村長初の30年度中川村予算は、公約や村内全集落めぐりの村民の願いや要求に耳を傾け策定されたものと受けとめています。  
中でも子育てや教育分野では細やかなところにも目が届いた中身であり、例えば新生児聴覚検査の助成、保育料の値下げ、土曜日の保育時間延長、ファミリーサポート事業、地域未来塾事業、特別支援教育補助員の増員や学校図書館司書の勤務時間増等、中川村の子育て世代の子育てに大きく寄与するものと考えます。  
また、農業分野、商工業分野での新たな取り組みや拡充なども予算化されて、中川の産業の発展の一つの足がかりと大変期待します。  
厳しい財政の中で検討された予算がきちんと執行され、村の発展、村民の福祉の向上にしっかり生かされることを願って、賛成討論とします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。  
これから採決を行います。  
なお、これから行う新年度予算の採決は起立によって行います。  
議案第20号に対する委員長の報告は可決です。  
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。  
日程第2 議案第21号 平成30年度中川村国民健康保険事業特別会計予算  
日程第3 議案第22号 平成30年度中川村介護保険事業特別会計予算  
及び  
日程第4 議案第23号 平成30年度中川村後期高齢者医療特別会計予算  
以上の3議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。  
本案は、去る1日の本会議において予算特別委員会に付託してあります。  
予算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○予算特別委員長 (中塚礼次郎) それでは予算特別委員会の報告をいたします。

国民健康保険事業特別会計、3月1日の本会議において予算特別委員会に付託されました議案第21号 平成30年度中川村国民健康保険事業特別会計予算について、3月の14日、役場第1第2委員会室において委員10名全員の出席のもと、担当課長、係長の説明を求め、慎重に審査を行いました。  
審査の結果は、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。  
審査の過程での質疑はありません。  
以上、審議のほどよろしくお願ひいたします。  
次に介護保険事業特別会計、3月1日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議案第22号 平成30年度中川村介護保険事業特別会計予算について、3月14日、役場第1第2委員会室において委員10名全員の出席のもと、担当課長、係長の説明を求め慎重に審査を行いました。  
審査の結果は、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。  
審査の過程で出された質疑応答について報告します。  
「包括支援センターの体制強化として主任ケアマネの増員は1人増となるのか。」  
「4月から臨時職1人増となり、主任ケアマネ3人体制となる。」とのことでした。  
以上、審議のほどよろしくお願ひいたします。  
続いて後期高齢者医療特別会計、3月1日、本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議案第23号 平成30年度中川村後期高齢者医療特別会計予算について、3月の14日、役場第1第2委員会室において委員10名全員の出席のもと、担当課長、係長の説明を求め、慎重に審査を行いました。  
審査の結果は、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。  
審査の過程での質疑応答はありません。  
以上、審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。  
これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
まず議案第21号の採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第21号は委員長

○議 長 の報告のとおり可決されました。

次に議案第 22 号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第 22 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 23 号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第 23 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 24 号 平成 30 年度中川村公共下水道事業特別会計予算及び

日程第 6 議案第 25 号 平成 30 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算

以上の 2 議案を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題とします。

本案は、去る 1 日の本会議において予算特別委員会に付託してあります。

○予算特別委員長 予算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

(中塚礼次郎) それでは報告いたします。

公共下水道事業特別会計、3 月 1 日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議案第 24 号 平成 30 年度中川村公共下水道事業特別会計予算について、3 月の 13 日、役場第 1 第 2 委員会室において委員 10 名全員の出席のもと、担当課長、係長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑応答について報告いたします。

「片桐浄化センターの太陽光発電施設の容量は。また充電は。」「処理場の目的外使用を禁止しており、売電はできない。充電しない規模の容量となる。20kw は難しい。」とのことでした。

続いて農業集落排水事業特別会計、3 月 1 日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議案第 25 号 平成 30 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算について、3 月の 13 日、役場第 1 第 2 委員会室におきまして委員 10 名全員の出席のもと、担当課長、係長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。

○議 長 審査の過程での質疑応答はありませんでした。

以上、審議のほどよろしく願います。

委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

○議 長 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

○議 長 討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず議案第 24 号の採決を行います。

○議 長 本案に対する委員長の報告は可決です。

○議 長 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第 24 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 25 号の採決を行います。

○議 長 本案に対する委員長の報告は可決です。

○議 長 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第 25 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7 議案第 26 号 平成 30 年度中川村水道事業会計予算を議題とします。

○議 長 本案は、去る 1 日の本会議において予算特別委員会に付託してあります。

○予算特別委員長 予算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

(中塚礼次郎) それでは報告いたします。

水道事業会計、3 月 1 日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議案第 26 号 平成 30 年度中川村水道事業会計予算について、3 月の 13 日、役場第 1 第 2 委員会室において委員 10 名全員の出席のもと、担当課長、係長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

○予算特別委員長 審査の結果は、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。

○議 長 審査の過程で出された質疑応答について報告をいたします。

「老朽管の更新工事で扱う配水管の質は違ってきているのか。」「動きの悪い塩化ビニール管からポリエチレン管に移行するなど進歩はしている。」「量水器の検針は従来形式で行っているのか。」「今は進んだ形式もあるが、高額であり、検討したが断念。従来形式を継続。」「沢入水源が心配されるが、将来構想は。」「水道ビジョンに示されているが、近い将来配水路を含めて検討していかざるを得ないと思う。」とのことでありました。

○議 長 以上、審議のほどよろしく願います。

○議 長 委員長報告を終わりました。  
これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席) したがって、議案第 27 号は委員長の報告のとおり可決されました。  
日程第 8 議案第 27 号 中川村監査委員の選任について  
を議題とします。  
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○村 長 ただいま朗読をいただきました議案第 27 号について提案理由を申し上げます。  
代表監査委員をお務めいただきおりました鈴木信さんが昨年 12 月 18 日にお亡くなりになりました。経験豊富な方で、監査の細部まで理解をいただき、監査を進めていただきてきましたことにつきまして、改めて感謝を申し上げ、ご冥福をお祈りするところでございます。  
鈴木さんの生前の地方自治振興のために長年働かれた功績に対しまして叙勲表彰の栄に浴されました。昨日、奥様、御家族に対しまして私から伝達をさせていただきました。  
欠員となっております代表監査委員に岡田俊彦さんを選任いたしたくご提案を申し上げます。  
岡田俊彦さんは、高校卒業後、中部電力株式会社一筋にお勤めをされまして、平成 27 年、退職をされております。在職中から公民館活動にかかわり、十数年にわたって公民館報編集委員を務めていただいております。  
高校時代は硬式野球を 3 年間続けながら、3 年生の夏の甲子園大会の予選敗退後、退部をしまして、そのままラグビー班に籍を移し、高校生ラグーマンの甲子園大会とも言うべき全国大会、花園大会に出場を果たすなどの経験をお持ちの方でございます。  
趣味、特技は、硬式野球審判員の資格を持っていらっしゃるという、また、ギターも弾くし、キーボードも奏でるし、兼ボーカルもできるという、いわゆるスポーツ、

文化、両方にマルチな才能をお持ちの方だというふうに思っております。  
在職中は、I S O 12000 立ち上げ期の社内監査、労働組合の監査役もされたというふうにお聞きをしております。  
幅広い分野にわたっての経験と識見もお持ちの岡田さんなればこそ、村の監査委員としての役割をしっかりと果たしていただけるものと確信をしております。  
何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議 長 説明を終わりました。  
これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
なお、この採決は起立によって行います。  
本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席) したがって、議案第 27 号は同意することに決定しました。  
日程第 9 請願第 1 号 主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する請願書  
を議題とします。  
本件は総務経済委員会に付託してあります。  
総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。  
○総務経済委員長 (中塚礼次郎) それでは審査結果の報告をいたします。  
請願審査報告、去る 3 月 1 日、本会議におきまして総務経済委員会に付託されました請願受理番号 1 号 主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する請願書について審査を、3 月 6 日、役場第 1 委員会室におきまして、委員 1 名欠席、委員 4 名出席のもと、慎重に実施をいたしました。  
審査の結果は、委員 2 名により趣旨採択です。  
この請願の趣旨は、昨年 4 月 14 日、主要農産物種子法廃止法案が可決・成立し、本年 4 月 1 日より種子法が廃止となり、これによって 1952 年より日本の農業と国民の食生活を支えてきた米、麦、大豆という主要農産物の種子を 100% 国産で賄うことを維持してきた法的根拠とその財源が失われることになり、とりわけ基幹作物としての米

は、種子価格の高揚に加え、優良品種の維持や衰退、品種の多様性の損失など深刻な影響を受けることが懸念されること、長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念が指摘されており、伊那谷の農業、農家、消費者にとっても重大な問題であること、これらから、主要農産物種子法廃止に際し、食の安全を守り、公共財としての多様な日本の種子を保全するために、新たな法整備と積極的な施策を行うことを求めるというものです。

審査の過程で出された内容について報告をいたします。

「米は心配することはないのでは。」「食の安全は、種子で守る、守らないではない。」「栽培履歴があり、栽培の中で守られる。」「国でも進めているので、不備があったら意見書を出すべきで、出す時期が早い。」「情報は真実かわからない。」といったことが出されました。

以上、審議のほどをよろしくお願いたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○3 番 (松澤 文昭) 稲、麦、大豆の主要農産物は、国の基本的な食糧、基幹的な作物であり、その安定供給は国の最大の責務である。今回の種子法廃止に当たり官邸首相の規制改革推進会議からの提言のみで廃止となった。本来、重視すべきは現場の声であり、現場を知らない規制改革は委員の声だけで政策がゆがめられているのは大問題である。これまで種子法を根拠に種子生産に対する財政支援として地方交付税、交付金が配付されていたが、根拠法を失うことにより都道府県が長期的に財源を確保できるか危惧される。民間企業が開発したF1種子が広く普及した場合、その企業の種子への依存が高まり、地域農業が企業の方針に左右される危険性が生じる。種子は国家戦略物資であり、国の責任で守るべきものである。種子の国内自給を維持、向上させることは国の責務であります。種子法を廃止することは、国の責任、責務を放棄し、多様な環境にある地域農業を支えてきた都道府県による種子の生産、普及の仕組みをなくすものであり、食糧安全保障の観点からも大きな問題があり、将来に禍根を残すことになると思います。

しかしながら、趣旨採択による可決では意見書の提出ができなくなってしまう。種子を保全するために新たな法整備と積極的な施策を行うよう意見書を提出するためには、原案に賛成する必要があると考え、趣旨採択には反対をします。

○議 長 次に原案を趣旨採択することに賛成の者の発言を許します。

○6 番 (柳生 仁) 私は、委員会審査の趣旨採択に対して賛成の立場で討論します。

稲や麦、大豆の種子の生産、また普及を都道府県に義務づける主要農産物種子法で

ございますけれども、長野県の農政部は、このことにつきまして2月に質問があつて答えておりますけれども、「これまでの種子供給システムを堅持し、必要な予算の確保に努める。」ということをお答えしております。種子法の廃止については、県が優良な種子を安定供給するための予算を計上する根拠がなくなることなどを理由に心配されておるわけでありまして、これに対して県農政部は開会中の2月定例会の一般質問でも優良な種子の安定供給は極めて重要として従来の生産供給システムを守る姿勢を示しております。

これまで県は指標に基づき県内の機構や需要に合った品種を奨励品種に選び、品質を管理しながら優良な種子を育成、供給してきております。例えば米では、県農業試験場、須坂市が種もみのもととなる原種をつくるための原原種を生産し、県原産センターで県が原種を生産し、県が農協と種もみの生産の契約を結び、農協が種子農家に生産を依頼しておることです。よって、原産センターは一般社会法人で、県と市町村、農協グループなどが出資して1987年に設置し、原種の生産や種子の需要供給を行っております。県は、2018年度当初予算に種子を安定供給する事業費として、前年対比1%でありますけれども、1,355万円を計上しております。

私は、このように国が廃止しても、全都道府県でございまして、それぞれに守る姿勢をとっておりますので、この案件は趣旨採択でいいんじゃないかなと思っております。

以上であります。

○議 長 ほかに討論ありませんか。

○7 番 (小池 厚) 私は、請願に賛成、趣旨採択に反対する立場で討論に参加したいと思います。

3番議員からお話がありましたけれども、昨年4月14日に廃止法案が成立して、5月11日には農業競争力強化支援法というのが成立したわけございまして、戦後日本の農業生産の復興に国として責任を持って取り組むために多くの公共機関の試験場で種子の改良、開発を進めてきたわけでありまして。ところが、TPP協定における市場の開放の中で、農産物のみならず、種子までもが国の責任を放棄して多国籍企業を初めとする民間企業にこれまでの知見を積極的に提供せよとの方針でございます。

先日、飯田市で開かれた講演会で知ったわけですが、アメリカ、カナダでも農家は高級品種自家採取が主流だということでございます。

自国の農業を守れずに外国の言いなりになることは、あつてはならないことだと考えます。

TPP協定のISBS条項では、相手国の企業の不利益な対応に対しては損害賠償まで請求されると聞きました。こんなばかげたことはございません。

既に成立、施行されている法律を今さら変えることは難しいと思っておりますけれども、長野県議会でも全会一致で県独自の条例制定をすることになったとのことございまして。国においても、せめて食糧主権と食の安全を守るために、また公共財としての多様な種子を保全するための新たな法整備を行い、県に対する財源確保のための財政支

援など、積極的な施策を要請すべきと考え、この請願に対して賛成の討論といたします。

○議 長 ほかにも討論ありませんか。

○4 番 (鈴木 絹子) 私も原案に賛成する討論を行います。

私は、農業を守る、子どもの未来を守る、この2つの観点から賛成討論を行います。

米の種もみをつくるには、そのもととなる原種の増殖、さらには、そのもとになる原原種の増殖が必要で、農家の手に渡るまでには最低でも4年の時間がかかると聞きました。多くの手間とコストがかかり、都道府県は、地域に合った種子計画をつくり、農家に安定供給をする責任を負ってきました。国は、その予算を投じてきました。しかし、種子法がなくなることで、その根拠が失われてしまいます。利益を優先する民間企業に任せて安定的な種子供給が行われるのか大きな疑問があります。

種子は公共の財産であると考えるのが国際的な認識なのです。農家を守り、農業を守りたいと心より思います。これは生産者のみの問題ではなく、消費者にとっても重要な問題です。農家が主要農産物を安定して安心して生産でき、消費者も安心して食べることができる、このことが大変重要なことと思います。子どもに安全な食べ物を食べさせたい、これは母親の切なる願いです。それは、自分の子どもだけではなく、子どもの子ども、そのまた子どもへと未来にわたるものです。遺伝子組み換え企業が市場を独占し、種子が脅かされることは、未来が脅かさせることです。子どもたちが安心して生産物を食べて生きていける未来を願えば、主要食糧主権と食の安全を守り、公共の財産である種子を保全するための予算措置や新たな法整備は当然と考えるものです。

以上、賛成討論とします。

○議 長 ほかにも討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この請願は委員長の報告のとおり趣旨採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 賛成少数です。

趣旨採択が否決されましたので、改めて原案について採決をします。

なお、挙手によって採決しますが、挙手されない場合は反対したものとみなします。

請願第1号 主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する請願書、これが原案です。

この原案を採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 賛成多数です。したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

日程第10 請願第2号 「緊急事態条項」を新たに憲法に設けないことを求める

意見書提出に関する請願

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 (中塚礼次郎) それでは請願審査報告をいたします。

去る3月1日、本会議におきまして総務経済委員会に付託されました請願受理番号2号、「緊急事態条項」を新たに憲法に設けないことを求める意見書提出に関する請願についての審査を3月6日、役場第1委員会室におきまして、委員1名欠席、委員4名出席のもと慎重に実施をいたしました。

審査の結果は、委員3名全員の反対により不採択です。

この請願の趣旨は、安倍政権の意を受け、自民党憲法改正推進本部は平成29年12月20日に憲法改正に関する論点とりまとめを公表し、自衛隊、緊急事態、合区解消、教育充実の4つを具体的改憲項目として検討するとされており、自衛隊に関してはその存在をはっきり憲法に書き込むこと、緊急事態に関しては戦争、内乱、自然災害の非常時に内閣総理大臣に強大な権力を与えることを目的としており、緊急事態に関する条項を新たに憲法に設けることに大きな危惧の念を抱くもので、緊急事態の概念が不明確であること、国民代表機関である国会のコントロールが及ばない危険性があること、内閣の権限が極度に肥大化して立憲主義を脅かす危険があること、国民の基本権が著しく侵害される危険があること、自民党改憲草案の緊急事態条項は人権保障規定を实施的に無効化し、立憲主義を葬り去る危険を有するものであり、既に災害関連法、有事関連法、緊急事態対応体制整備はされており、憲法に緊急事態条項を含むことは有害無益なものであり、新たに憲法に設けないことを求めるというものです。

審査の過程で出された内容について報告をいたします。

「緊急事態の概念が不明確である。」とあるが、概念はある。」「国会のコントロールが及ばない危険性がある。」とあるが、コントロールが及ばないことはない。」「立憲主義を脅かす危険がある、」とあるが、そんなことはない。」「政府は国民を守ることが責務。国民を守るためにやっていきたいのであるから。」「個人の権利と公共の福祉はバッティングする。公共の福祉を守る必要がある。」「憲法に入れるべきだ。」といったことが出されました。

以上、審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に賛成者の発言を許します。

○8 番 (大原 孝芳) では、原案に賛成の立場で討論いたします。

ちょうど3月7日の日、私たちが議会中でした。自民党の憲法改正推進本部は、緊急事態条項を新設する改憲案で一任をとりつけたと、そういうことが報道されました。そして、今回、議会に出されました請願書を改めて読み解きますと、1番のほうにつきまして、まず、「何が緊急事態条項か決定すべき憲法上の明確な基準がない。」というように請願書で提案されていますが、まさに、自民党の草案の中には、例えば災害とか、大地震ですかね、それとかテロ、武力とかですね、そういったことは例としては書いてありますが、どの災害に対して対応するとかですね、何も明確に記されていません。したがって、何が問題であるかということは、これを拡大解釈しますと、ここにも書いてありますが、恣意的に、例えばですね、伝染病が蔓延したとかですね、それから経済事態で倒産が、すごい金融危機ですね、したとかですね、何か恣意的にやれば、こういった憲法ですべてそれを網羅されてしまう、非常に危険なことであります。それがまず一つ。

それから、もしそういった緊急事態宣言が発せられますと、この草案においては、100日間は国会の承認がなくてもいいと、そして、その後、事後承認で国会でそれに対して討議するというような、そういうような草案になっているそうですが、実は、これも、もしそういったことが100日間、実際にそういった緊急事態の効力がですね、恣意的にやられたものに対して行われれば、もう現状復旧は不可能ってここにも書いてありますが、つまり、事後に国会が承認しても、これは回復は不可能、こういうふうに取り取れるわけですので。

また、事態が宣言されますと、内閣、つまり行政府が法律やそういったものを立法できると、つまり法律をつくるということですので。それは三権分立である行政権、それから立法権、それで司法ですね、つまり三権分立が壊れてしまうわけですので。これは、もう憲法違反と言わざるを得ないと、そういうことであえます。

それから、中川村の村民にとって何が問題であるかということでございますが、こういったことは、過去に自民党は2012年に改憲草案で大規模災害に限らず武力攻撃や内乱、テロも緊急事態と捉え、国などの指示に従わなければならないという国民の義務を定めると、そういった草案が出ています。そういったことから推察しますと、つまり何かそういったものを発令することによって我々の自由、基本的人権がもう既に侵されてしまうと、そういうことも払拭できません。私たちは、憲法というものにはなぜ必要かというもに戻りますと、立憲主義イコール権力を縛るものが憲法、そういうもに立ちますと、既にこういった草案は、そういった憲法を設置する意義からもう超越しています。

したがって、この請願に賛成することは中川村村民にとっても非常に村民益になると考え、賛成討論といたします。

○議長 長 次原案に反対者の発言を許します。  
○3番 (松澤 文昭) 緊急事態条項とは、平時には平時の、緊急時には緊急時のためのルールが必要だということです。交通ルールにたとえるなら、一般車や歩行者は信号に従って交差点を渡るが、緊急時にはパトカーや消防車などの緊急車両が一般車や歩行者を

一時ストップさせ優先的に走行できます。つまり、通常とは異なる特別ルールに従って走行できる。それと同じであって、日常生活でさえ平時と緊急時のルールが分けられているにもかかわらず、国家レベルで緊急時のルールが定められていないというのはおかしな話です。したがって、世界のほとんどの国が緊急事態条項を定めており、先進国で緊急事態条項のない国はほとんどなく、1990年以降制定された100カ国の憲法にもすべて緊急権が制定されています。

もし緊急権が制度化されていない場合どうなるか、緊急時は超法規的措置をとればよいと言うが、それこそ立憲主義に反する行為であり、危機を克服するための理由のもと、憲法に定められていない権力が行使される、つまり憲法を無視した権力の乱用がされるわけですから危険きわまりないことになってしまいます。

憲法を守り、立憲主義を維持するためにも緊急事態条項は不可欠であって、これがないようでは立憲主義国家とは言えないというふうに考えまして、原案に反対をします。

○議長 長 次原案に賛成者の発言を許します。  
○7番 (小池 厚) 私は、本請願に賛成する立場で討論に参加をいたします。

請願にもあるとおり、自民党の憲法草案では緊急事態について具体的に例示しているけれども、これらは新たにつくるであろう緊急事態法（仮称）で規定すればよいことで、何も新たに憲法に書き加える必要はないと思います。

緊急事態条項は今も言いましたように緊急事態法で、自衛隊は自衛隊法の中で、合区解消は公職選挙法の中で、教育の充実も教育基本法の中で、それぞれ検討すればよいことで、緊急事態条項を初め自衛隊、合区解消、教育の充実などをあえて憲法に書き加えることは、憲法そのものを普通の法律のレベルに格下げすることであり、最高規範でなくなる危険性を含んでおります。

そもそも憲法は、繰り返しますが、国の最高規範であり、国民の主権を権力から守るものでございます。世論調査でもたびたび公表されておりますけれども、国民は現安倍内閣のもとでの憲法改正には80%の人が反対を表明しております。国民からの憲法改正の動きがない中で、本来守るべき内閣が先頭に立って憲法改正を言い出すこと自体、憲法順守を課している国家公務員違反であると思います。百歩譲って国会の憲法調査会の議論を待って国会の発議として憲法改正を進めるのであればまだしも、小手先の文言を書き加えることで憲法の持っている国民主権、平和主義を形骸化させることは認められません。

よって、本請願に賛成するものであります。  
○議長 長 ほかに討論ありませんか。

○6番 (柳生 仁) 私は、この緊急事態法の請願に対して反対の立場で討論いたします。緊急事態法っていうのがどんなものかってこれを読んでみますと、外国からの侵略やテロ、騒乱などの有害や大きな自然災害、原子力発電所の臨界など、国家の独立と安全における危険や国民の生命、財産が脅かされる重大な切迫したことに対応する仕組みと書いてあります。そうした中で、ただいま出ました請願でございますが、内

閣府に確認したところ、現在は有事法制で取り扱っておるという回答が返ってまいりました。そして、まだ国会ではその審議は全く出ておらず、各党が議論しておる段階であり、ここに出てくる緊急事態法とは、我が国における外部からの武力攻撃や内乱、それから自然災害などであり、法整備の検討は必要と考えますが、内閣府の回答では、現在議論されていないものに対して賛成、反対はどうかのかなあと、こんな回答が返ってきました。国民を守る法整備は現在の有事法制でよいのか、慎重に議論、研究し、確かな法律ができることが重要だと思いますので、現段階でのこの請願には反対いたします。

以上です。

○議 長 ほかに討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。  
これから採決を行います。  
なお、挙手によって採決しますが、挙手されない場合は反対したものとみなします。  
この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第2号 「緊急事態条項」を新たに憲法に設けないことを求める意見書提出に関する請願、これが原案です。この原案を採択することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 賛否同数です。したがって、議長が本件に対して裁決します。請願第2号については、議長は不採択と裁決します。

次に、

日程第11 請願第3号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる請願  
について申し上げます。

既に同じ内容の請願が採択されていますので、請願第3号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる請願は、採択されたものとみなします。

日程第12 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」  
の採択を求める陳情書

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 (中塚礼次郎) それでは陳情審査報告をいたします。

去る3月1日、本会議におきまして総務経済委員会に付託されました陳情受理番号1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についての審査を、3月6日、役場第1委員会室におきまして、委員1名欠席、4名出席のもと、慎重に実施をいたしました。

審査の結果は、委員3名全員の反対により不採択です。

この陳情の趣旨は、アベノミクスによる異次元の規制緩和により大企業の内部留保は増えてきましたが、労働者の実質賃金は下落し、消費者支出も減少し続けており、雇用

の流動が推し進められることにより非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万円以下というワーキングプアに陥っています。低賃金で不安定な仕事にしかつげず、自立できない人が増え、少子高齢化はますます進行し、貧困の連鎖も大きな社会問題となっており、2017年の改正による地域別最低賃金は最も高い東京で時給958円、本県長野県では795円、最も低い地域は737円であり、しかも時間額で221円にまで広がった地域間格差が労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地方経済を疲弊させる要因となっていること、安倍首相は「GDPにふさわしい最低賃金にする。」として現行の最低賃金の低さを認めており、政治決断で1,000円以上に引き上げること、大企業の経済活動に大きく左右される指数が地域ランクの判断要素とされ、政府や使用者側はこれを理由に最低賃金を劣悪な労働条件の多い中小零細企業の労働者とその賃金で比較しており、生計費原則を無視した地場賃金を低く抑える動きによって地域間の賃金格差が固定・拡大化され、地域経済の疲弊を進行させている。最低賃金の地域格差をなくし、大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するために国会に対して意見書を提出することを求めるというものであります。

審査の過程で出された内容について報告をいたします。

「言っていることはわかるが、中小企業の支援策にまで踏み込んで意見書まで出す必要があるのか。」「正規・非正規労働者賃金等の改善に向けて今取り組みがされている。」「日本は中小零細企業がほとんどであり、賃上げができるのか。」「国に直接支援として中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を求めているが、国にそれだけのことができるのかが疑問だ。」「趣旨はわかるが、賛成できない。」といったことが出されました。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に賛成者の発言を許します。

○4 番 (鈴木 絹子) 原案に賛成の立場で討論を行います。

動労者の4割が非正規雇用で、4人に1人が年収200万円以下という現状は、まことにゆゆしき現状といえます。

地域別最低賃金の格差も大きく、223円になります。最も低い単価737円で1日8時間働いて5,896円、1ヶ月で11万7,920円、1年で141万5,040円です。全くの全収入です。最高の958円でも1年で183万9,360円です。どんな生活が想像できますか。憲法が保障する健康で文化的な最低限の生活にはほど遠いものと考えます。

さらに、親の貧困が子どもたちの成長、発達を阻害しているという貧困の連鎖も大

きな問題と考えます。食べていだけで精いっぱい、文化的な要求や願い、本来均等であるべき教育を受ける権利も保障されないような現実に、大人はもっと力を注ぐべきと思います。

その一方で、大企業は内部留保を年々積み増しして2016年には377兆円といます。研究費と言って国から補助を受け、輸出入に関しても保護を受けているといます。圧倒的に多い中小企業は、それほどの恩恵は受けることはなく、必死で頑張っているのが現状ではないでしょうか。それなりの支援策が講じられれば、暮らしやすい社会、経済の好循環を目指せるものではないかと思えます。若者が結婚して家庭を持ち、働く希望の持てる施策、それらを実現できる中小企業への手厚い支援策を拡充してこそ、誰もが安心して暮らせる社会の実現がかなうものと考えます。

以上をもって賛成討論とします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。  
討論ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、挙手によって採決しますが、挙手されない場合は反対したものとみなします。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、これが原案です。この原案を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は追って連絡をします。

〔午後3時20分 休憩〕

〔午後3時30分 再開〕

○議 長 会議を再開します。

日程第13 発議第1号 核兵器禁止条約締結国への参加と批准を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○7 番 (小池 厚) それでは提案の理由を申し上げます。

去る2月4日の信濃毎日新聞の1面に「米、通常兵器に核報復も」という見出しが掲載されました。小型核兵器による報復を検討するというものがございます。私が思うに狂気の沙汰というほかございません。実際に被爆の惨状を知らない、知ろうとしない人間が考えることで、そら恐ろしさを禁じ得ません。これに、こともあろうか、日本政府は河野外務大臣が「高く評価する。」と声明をする始末です。ここまでくれば、

どこの国の政府が言っているのか、あきれ返って疑うことをやめたくになります。唯一の被爆国として核廃絶、核不拡散のために保有国と各非保有国との橋渡し役になると言ってきたことはどこへ行ったのでしょうか。アメリカの核の傘のもとで日本の安全を担保すると言ってはみても、先方が勝手に小型といえども核兵器で報復すれば、日米安保法制のもとでは核戦争に日本が巻き込まれてしまうことは想像にかたくありません。

戦後72年間、戦争にかかわることなく、他国民を1人も殺傷せず、世界から平和国家として認められてきている今の日本政府として、国是である非核三原則にのっとり、独立国家の政府として、また唯一の被爆国家の政府として、率先して核兵器禁止条約締結の呼びかけを行い、条約への参加と国会における批准を速やかに行うよう求めるものです。

以上です。

○議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○6 番 (柳生 仁) ただいま提案されました核兵器禁止条約締結への意見でございますけれども、私は反対の立場で討論いたします。

確かに核兵器禁止条約は大変重要な案件でございますが、なぜ日本政府が参加しないかということをお願いいたします。

日本政府は、核兵器廃絶決議案を1994年以来、国連総会に毎年提出しております。被爆国としての核廃絶を目指す日本政府の存在感を国際社会に示す象徴的な意味を持つものであります。昨年は、国連加盟国193カ国中167カ国が賛成ということでありました。日本政府は、あえてこの核禁止条約には触れておりませんが、国連総会では既に核廃絶決議案が多くの国の賛成のもとに議決されております。我が国としては、このような取り組みを通じて核兵器のない世界の実現に向けて引き続き国際社会の取り組みを主導していく考えでありますので、私は、政府は既に取り組んでおるので、あえて出さなくていいんじゃないかということに反対します。

以上です。

○議 長 ほかに討論ありませんか。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、原案に賛成の立場で討論をします。

人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が国連加盟国の約3分の2に当たる122カ国の賛成で採択されました。唯一の戦争被爆国として、核なき世界への動きを主導すべき日本が核兵器禁止条約の決議案に棄権をしました。日本は、核保有国と非核保有国の果たし役を自任してきたが、これでは日本の役割は果たせないと考えます。

米国国防省が発表した新しい核戦略の指針、核体制の見直し、NPRが大きな議論を呼んでいます。日本政府は、外務大臣談話を発表し「米国と安全保障を共有し、核体制の見直しを高く評価する。」と表明しました。米国の核体制の見直しの中では、威力を抑えた核兵器の開発や通常兵器での攻撃に対しても核での報復を辞さないという方針が打ち出されております。つまり、小型核弾頭の開発は現実的な核使用の敷居を下げることになり、核の使用が可能となってしまいます。

被爆国として究極的には核廃絶を目指しながら、核兵器禁止条約の具体的な動きに反対する日本の姿勢はわかりにくく、国際社会の懸念を招きかねないと考え、原案に賛成をいたします。

○議 長 ほかに討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。  
日程第14 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。  
議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から議会議事規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。  
お諮りします。  
本件について委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。  
お諮りします。  
ただいま、大原議員ほか4人から発議第2号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。  
追加日程第1 発議第2号 主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書の提出について  
を議題とします。  
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○8 番 (大原 孝芳) では、案文を朗読して説明とさせていただきます。  
主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書  
昨年4月14日、主要農産物種子法(以下「種子法」)廃止法案が可決、成立し、本年4月1日から種子法は廃止となります。これによって1952年から日本の農業と国民の食生活を支えてきた米、麦、大豆という主要農作物の種子を100%国産で賄うことを維持してきた法的根拠とその財源が失われることとなります。とりわけ基幹作物としての米は、種子価格の高騰に加え、優良品種の維持や開発の衰退、品種の多様性の創出など深刻な影響を受けることが懸念されます。  
そもそも種子法は、主要農作物の自給を維持し、産地の分散化や品種の多様性という食糧安全保障上極めて重要な部分を支えてきた公的種子事業です。規制緩和路線のもとに外国資本を含む民間の種子開発の参入を積極的に進めることは、食糧の安定供給を任務と定めた農水省設置法に反するものです。  
さらに、昨年5月11日に成立した農業競争力強化支援法においては、育苗の生産に関する知見を民間事業者に積極的に提供すること、さらに銘柄の集約の取り組みを促進することも定められています。  
これらが相まって中小農家の衰退、大規模経営の集約が進むこと、大手資本参入による品種の淘汰、独占が起きることが危惧されます。長期的には、世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されています。  
このことは、中川村の農業、農家、そして消費者にとっても重大な問題です。  
なお、種子法廃止に当たり参議院では附帯決議として都道府県での財源確保、種子の国外流出禁止、種子独占の弊害の防止などが求められています。  
そこで、中川村議会は、食糧主権と食の安全を守り、公共財としての多様な日本の種子を保全するために、新たな法整備と都道府県の取り組みが後退することのないよう予算措置等の確保を行い、種子を民間に委ねることのないよう対策を講じるなど、積極的な施策を行うことを求めます。  
以上、審議をよろしく願いいたします。

○議 長 これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議長 賛成多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。お諮りします。

ただいま、鈴木議員ほか4人から発議第3号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。発議第3号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2 発議第3号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○4番 (鈴木 絹子) 案文を朗読して説明します。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

労働者の4割が非正規雇用、4人に1人が年収200万円以下のワーキングプアとなり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしています。世界にも例のない賃金の下額が消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招いており、政府が賃上げによる経済の好循環を目指すことは理論的には正しいと言えます。

2017年の地域別最低賃金は最高の東京で時給958円、長野県では795円、最も低い地方では737円に過ぎず、フルタイムで働いても年収120万円～150万円しか得られないのでは、人間らしいまともな暮らしはできません。

また、地域間格差も大きく、長野県と東京では同じ仕事をして時給で163円も格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いてしまっています。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域格差が特異点であり、先進諸国のグローバル・スタンダードに近づけるためには、最低賃金の地域間格差の是正、全国一律への改正と金額の大幅な引上げが必要です。

最低賃金1,000円以上は中小企業には支払いが困難との意見もありますが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1,000円以上、月額約20万円以上は普通であり、そうした高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせています。その実現を保障するために政府が率先して大規模な中小企業支援策を講じて最低賃金引き上げを支えています。

日本でも公正取引ルールの確立を進め、中小企業への支援策を拡充しながら最低賃金を引き上げる必要があります。人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができます。

したがって、下記の項目の早期実現を求めます。

## 記

- 1、政府は、ワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を1,000円以上に引き上げること。
  - 2、政府は、全国一律最低賃金制度の確立など地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
  - 3、政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。
  - 4、政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の乱用、代金の買いたたきや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて中小企業基本法、下請け二法、独占禁止法を抜本改正すること。
  - 5、政府は、雇用の創出と安定に資する対策を実施すること。
- 以上、審議のほどよろしくお願ひします。

○議長

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

賛成多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

ご苦勞さまでございました。

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時50分 散会]